

特別活動(中学校)

特別活動と総合的な学習の時間との関連はどうなっているのか。

特別活動の特質は「望ましい集団活動を通して」に、総合的な学習の時間の特質は「横断的、総合的な学習や探究的な学習を通して」にあること

【特別活動の目標】

望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う。

【総合的な学習の時間の目標】

横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、共同的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにする。

違い

共通性

- 両者とも生徒が自主的あるいは主体的に物事に取り組む態度を養うことを目標としている点（例えば、特別活動で身に付けた集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度は、総合的な学習の時間のよりよく問題を解決する資質や能力の育成の基盤になるものであり、逆もまた同様である。）
- 学級や学校における各種のグループや異年齢集団などにおいて活動が行われるものであるとともに、自然体験やボランティア活動などの社会体験などの体験活動を重視したり、幼児、高齢者、障害のある人々との触れ合いを大切にしたりする点

特別活動と総合的な学習の時間の違いや共通性を踏まえて、両者の関連を図った指導を行うことが重要である。

○ 【特別活動として実施する集団宿泊活動において】

→ 例えば、数日間実施するうち、探究的な学習として実施したり、このことに関連して事前や事後に指導をしたりする部分について、総合的な学習の時間として行うなどが考えられる。

その際、とりわけ特別活動の学校行事については、その趣旨と総合的な学習の時間の趣旨を相互に生かし、両者の活動を関連させることにより、結果として活動の成果が大きくなるようにすることが大切である。また、このことにより、体験活動がダイナミックに展開されるようにするなど、学校全体として体験活動が充実されるようにする必要がある。

○ 【総合的な学習の時間において計画した学習活動が、学習指導要領に示した特別活動の目標や内容と同等の効果が得られる場合】

→ 例えば、自然体験活動やボランティア活動を行う場合において、これらの活動は集団活動の形態をとる場合が多く、望ましい人間関係の形成や公共の精神の育成など、特別活動の趣旨も踏まえた活動とすることが考えられる。

学習指導要領の第1章第3の5において、このような場合について、総合的な学習の時間の実施によって、特別活動の学校行事の実施に替えることができることとする規定を設けた。

具体的な例として

- 「総合的な学習の時間に行われる自然体験活動」は、環境や自然を課題とした問題の解決や探究活動として行われると同時に、「平素と異なる生活環境にあって、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、集団生活の在り方や公衆道徳などについての望ましい体験を積むことができる」旅行・集団宿泊的行事と、

それぞれ同様の成果も期待できると考えられる。

- 「総合的な学習の時間に行われる職場体験活動やボランティア活動」は、社会とのかかわりを考える学習活動として行われると同時に、「勤労の尊さや創造することの喜びを体得し、職場体験などの職業や進路にかかわる啓発的な体験が得られるようにするとともに、共に助け合って生きることの喜びを体得し、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られる」勤労生産・奉仕的行事と、

それぞれ同様の成果も期待できると考えられる。

※ このような場合、総合的な学習の時間とは別に、特別活動として改めてこれらの体験活動を行わないとすることも考えられる。

その際、学校行事は、目標と5種類の行事を教育課程の基準として示している集団活動であること、学年や学校を単位とする、学校生活に秩序と変化を与えることを目指す教育活動であること、学校集団や学校生活への所属感を深め、望ましい人間関係の形成や公共の精神などを養う教育活動であることを正しく理解しておく必要がある。

なお、学習指導要領の第1章第3の5において、総合的な学習の時間における学習活動の実施をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替える場合には、学習指導要領に示した特別活動と学校行事の目標が達成されるようにするとともに、各学校行事の内容が十分に実施できるようにする必要がある。